

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称		軽自動車台帳
行政機関等の名称		弘前市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		財務部市民税課
個人情報ファイルの利用目的		軽自動車税（種別割）の賦課、調査及び犯則取締りを行うため。
記録項目		1 識別番号、2 法人番号、3 世帯番号、4 氏名又は名称、5 住所又は所在地、6 生年月日、7 性別、8 減免申請年月日、9 減免区分、10 課税年度、11 税額、12 課税区分、13 標識番号、14 取得年月日、15 廃車年月日、16 車名、17 車台番号、18 原動機番号、19 型式、20 排気量等、21 主たる定置場、22 初度検査年月、23 重課判定区分、24 軽課判定区分
記録範囲		地方税法第443条の規定に該当するもの
記録情報の収集方法		・軽自動車税（種別割）申告書 ・軽自動車税（種別割）申告（報告）書兼標識交付申請書（原動機付自転車・小型特殊自動車） ・軽自動車税（種別割）廃車申告書兼標識返納書（原動機付自転車・小型特殊自動車） ・軽自動車税（種別割）減免申請書 ・地方公共団体情報提供システムから提供される検査情報
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨		含む。
記録情報の経常的提供先		—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	名称	弘前市財務部市民税課、弘前市企画部法務文書課
	所在地	〒036-8551 青森県弘前市大字上白銀町1番地1
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		—
電子計算機処理に係る個人情報ファイル（電算処理ファイル）又はマニュアル処理に係る個人情報ファイル（マニュアル処理ファイル）の種別		☒ 電算処理ファイル ☐ マニュアル処理ファイル
（電算処理ファイルである場合）		
利用目的及び記録範囲が当該電算処理ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるマニュアル処理ファイルの有無		☒ 有 ☐ 無
備考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	個人住民税システム
行政機関等の名称	弘前市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	財務部市民税課
個人情報ファイルの利用目的	個人住民税の申告受付、賦課、調査及び犯則取締りを行うため。
記録項目	・ 納税義務者情報 1 相当年度、2 識別番号、3 個人番号、4 住民種別、5 世帯番号、6 本人氏名（漢字、カナ）、7 生年月日、8 性別、9 郵便番号、10 現住所、11 行政区、12 続柄、13 世帯内順序、14 世帯主氏名、15 納税義務区分、16 申告発行区分、17 申告免除区分、18 強制非課税区分、19 配偶者識別番号、20 住民登録外課税区分、21 住民登録外課税者住民登録市区町村コード ・ 課税台帳情報 22 非課税判定区分、23 住民税徴収区分、24 課税台帳異動事由、25 年金特徴中止区分、26 翌年度仮徴収中止区分、27 更正異動年月日、28 事業所番号、29 受給者番号、30 年特義務者コード、31 年金コード、32 年特継続区分、33 控除対象配偶者区分、34 本人該当区分（配未、障害、老年者、寡婦、勤労学生）、35 扶養人数（合計人数、特定扶養人数、年少扶養人数、同居老人扶養人数、老人扶養人数、一般扶養人数）、36 扶養障害者数（合計人数、同居特別障害者内数、特別障害者人数、普通障害者人数）、37 資料区分、38 青白区分、39 配専区分、40 他専人数、41 普徴終了期、42 普徴開始期、43 特徴終了月、44 特徴開始月、45 年特終了月、46 年特開始月、47 特徴一括徴収区分、48 普徴一括徴収区分、49 森林環境税、50 年税額、51 普徴年税額、52 特徴年税額、53 年特年税額、54 公年所得算出税額、55 給年所得算出税額、56 道府県民税額均等割額、57 道府県民税所得割額、58 市町村民税額均等割額、59 市町村民税所得割額、60 軽減コード、61 都道府県民税軽減均等割額、62 都道府県民税軽減所得割額、63 市町村民税軽減均等割額、64 市町村民税軽減所得割額、65 通知書発布日 ・ 所得情報 66 総所得金額等、67 合計所得金額、68 総所得金額、69 給与所得額情報（給与所得額、給与収入額、給与専従者収入額、特定支出の額、所得金額調整控除額）、70 雑所得額（総合）情報（雑所得額（総合）、公的年金等所得額、公的年金等収入額、公的年金等以外雑所得額（総合課税））、71 事業所得額情報（営業等所得額、農業所得額、特例肉用牛所得額）、72 不動産所得額、73 利子所得額（総合）、74 配当所得額（総合）、75 譲渡所得額（総合）情報（譲渡所得額（総合）、長期譲渡所得額（特別控除前）、特別控除額（長期譲渡所得）、短期譲渡所得額（特別控除前）、特別控除額（短期譲渡所得））、76 一時所得額（総合）、77 山林所得額、78 退職所得額（総合）、79 譲渡所得額（申告分離）情報（譲渡所得額（申告分離）、長期一般所得額（特別控除前）、特別控除額（長期一般所得）、長期特定所得額（特別控除前）、長期特定所得額、長期軽課所得額（特別控除前）、特別控除額（長期軽課所得）、短期譲渡所得額（特別控除前）、特別控除額（短期譲渡所得）、短期一般所得額（特別控除前）、特別控除額（短期一般所得）、短期軽減所得額（特別控除前）、特別控除額（短期軽減所得））、80 株式等譲渡所得額（申告分離）情報（株式等譲渡所得額（申告分離）、一般株式等譲渡所得額、上場株式等譲渡所得額、81 上場株式等配

	当等所得（申告分離）、８２先物取引雑所得額（申告分離）、８３条約適用利子等の額、８４条約適用配当等の額、 ８５特例適用利子等の額、８６特例適用配当等の額、８７繰越控除額情報（繰越控除額、純損失繰越控除額、居住用財産譲渡損失繰越控除額、特定居住用財産譲渡損失繰越控除額、上場株式等譲渡損失繰越控除額、特定株式等譲渡損失繰越控除額、先物取引差金等決済損失繰越控除額、雑損失繰越控除額） ・控除情報 ８８雑損控除額、８９医療費控除額、９０社会保険料控除額、９１小規模共済等掛金控除額、９２生命保険料控除額、９３寡婦控除額、９４ひとり親控除額、９５勤労学生控除額、９６障害者控除額、９７配偶者控除額、９８配偶者特別控除額、９９扶養控除額、１００地震保険料控除額、１０１専従者控除額、１０２基礎控除額、１０３本人該当区分（同一生計配偶者、扶養控除対象、１６歳未満扶養親族）、１０４所得控除合計額 ・課税標準情報 １０５課税所得額（課税標準額）、１０６計算所得_道府県民税額、１０７計算所得_市町村民税額 ・計算過程税額情報 １０８都道府県民税_税額控除前所得割額、１０９都道府県民税_調整控除額、１１０都道府県民税_調整額、１１１都道府県民税_住宅借入金等特別税額控除額、１１２都道府県民税_寄附金税額控除額、１１３都道府県民税_外国税額控除額、１１４都道府県民税_配当控除額、１１５都道府県民税_配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除額、１１６都道府県民税_定額減税前所得割、１１７都道府県民税_定額減税額、１１８道府県民税_軽減前所得割、１１９都道府県民税_軽減前均等割、１２０都道府県民税_控除不足額、 １２１市町村民税_税額控除前所得割額、１２２市町村民税_調整控除額、１２３市町村民税_調整額、１２４市町村民税_住宅借入金等特別税額控除額、１２５市町村民税_寄附金税額控除額、１２６市町村民税_外国税額控除額、１２７市町村民税_配当控除額、１２８市町村民税_配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除額、１２９市町村民税_定額減税前所得割、１３０市町村民税_定額減税額、１３１市町村民税_軽減前所得割、１３２市町村民税_軽減前均等割、１３３市町村民税_控除不足額 ・期割情報 １３４特徴期割税額、１３５特徴期割充当額、１３６普徴期割税額、１３７普徴期割充当額、１３８年特期割税額、１３９現年度年特仮徴収義務者コード、１４０年度年特仮徴収期割税額、１４１翌年度年特仮徴収義務者コード、１４２翌年度年特仮徴収期割税額 ・扶養情報 １４３扶養者識別番号、１４４扶養関係区分、１４５専従区分、１４６障害区分、１４７扶養区分、１４８専従者控除額 ・業務別送付先情報 １４９税目コード、１５０開始年月、１５１終了年月、１５２送付先名称、１５３郵便番号、１５４送付先住所、１５５行政区コード、１５６電話番号、１５７動理由 ・代納情報 １５８税目コード、１５９開始年度、１６０終了年度、１６１代納者区分、１６２異動理由、１６３代納者識別番号 ・納組情報 １６４税目コード、１６５開始年月、１６６終了年月、１６７納組コード、１６８異動理由 ・振替口座情報 １６９税目コード、１７０開始年月、１７１終了年月、１７２金融機関コード、１７３支店コード、１７４口座種別、１７５口座番号、１７６口座名義人カナ、１７７口座名義人名、１７８新規振替区分、１７９異動理由
--	---

記録範囲		・一月一日時点で弘前市の住民基本台帳に記録されている個人（過去7年分を含む） ・一月一日時点で弘前市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で弘前市内に住所を有しない者（過去7年分を含む） ・一月一日時点で弘前市の住民基本台帳に記録されていない個人で弘前市内に住所を有する者（過去7年分を含む）
記録情報の収集方法		・納税義務者からの市民税県民税申告書 ・税務署からの所得税の確定申告書（修正申告書、更正の決定を含む） ・給与の支払をする者からの給与支払報告書 ・公的年金等の支払をする者からの公的年金等支払報告書 ・地方公共団体からの申告特例通知書
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨		含む。
記録情報の経常的提供先		国税庁、地方公共団体、給与特別徴収義務者、公的年金から特別徴収を行う年金保険者
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	名称	弘前市財務部市民税課、弘前市企画部法務文書課
	所在地	〒036-8551 青森県弘前市大字上白銀町1番地1
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		—
電子計算機処理に係る個人情報ファイル（電算処理ファイル）又はマニュアル処理に係る個人情報ファイル（マニュアル処理ファイル）の種別		☒ 電算処理ファイル ☐ マニュアル処理ファイル
（電算処理ファイルである場合）		
利用目的及び記録範囲が当該電算処理ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるマニュアル処理ファイルの有無		☒ 有 ☐ 無
備考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称		固定資産税・都市計画税課税台帳（土地家屋名寄帳）
行政機関等の名称		弘前市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		財務部資産税課
個人情報ファイルの利用目的		固定資産税等の課税内容を記載し固定資産証明の交付及び閲覧に供するため。
記録項目		1 宛名番号、2 世帯番号、3 氏名、4 住所、5 生年月日、6 性別、7 土地所有物件一覧、8 家屋所有物件一覧、9 集計情報
記録範囲		固定資産税・都市計画税納税義務者（免税点未満の者を含む）
記録情報の収集方法		土地、家屋、償却資産の各課税台帳の情報を納税義務者の宛名番号で集約する。
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨		含まない。
記録情報の経常的提供先		—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	名称	弘前市財務部資産税課、弘前市企画部法務文書課
	所在地	〒036-8551 青森県弘前市大字上白銀町1番地1
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		—
電子計算機処理に係る個人情報ファイル（電算処理ファイル）又はマニュアル処理に係る個人情報ファイル（マニュアル処理ファイル）の種別		☒ 電算処理ファイル ☐ マニュアル処理ファイル
（電算処理ファイルである場合）		
利用目的及び記録範囲が当該電算処理ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるマニュアル処理ファイルの有無		☐ 有 ☒ 無
備考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称		固定資産税・都市計画税賦課台帳
行政機関等の名称		弘前市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		財務部資産税課
個人情報ファイルの利用目的		固定資産税等の税額を決定し課税するため。
記録項目		1 宛名番号、2 氏名、3 住所、4 生年月日、5 性別、6 課税標準額、7 年税額
記録範囲		固定資産税・都市計画税納税義務者（免税点未満の者を含む）
記録情報の収集方法		課税台帳から宛名番号を基に記録項目 6 及び 7 を集約する。
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨		含まない。
記録情報の経常的提供先		—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	名称	弘前市財務部資産税課、弘前市企画部法務文書課
	所在地	〒036-8551 青森県弘前市大字上白銀町 1 番地 1
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		—
電子計算機処理に係る個人情報ファイル（電算処理ファイル）又はマニュアル処理に係る個人情報ファイル（マニュアル処理ファイル）の種別		☒ 電算処理ファイル ☐ マニュアル処理ファイル
（電算処理ファイルである場合）		
利用目的及び記録範囲が当該電算処理ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるマニュアル処理ファイルの有無		☐ 有 ☒ 無
備考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称		償却資産課税台帳
行政機関等の名称		弘前市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		財務部資産税課
個人情報ファイルの利用目的		償却資産に対する固定資産税の課税のため。
記録項目		1 宛名番号、2 氏名、3 住所、4 生年月日、5 資産細目、6 合計金額情報（取得価額、評価額・決定価格・課税標準額）、7 特例・非課税情報
記録範囲		償却資産の申告をした者
記録情報の収集方法		償却資産の申告
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨		含まない。
記録情報の経常的提供先		—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	名称	弘前市財務部資産税課、弘前市企画部法務文書課
	所在地	〒036-8551 青森県弘前市大字上白銀町1番地1
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		—
電子計算機処理に係る個人情報ファイル（電算処理ファイル）又はマニュアル処理に係る個人情報ファイル（マニュアル処理ファイル）の種別		☒ 電算処理ファイル ☐ マニュアル処理ファイル
（電算処理ファイルである場合）		
利用目的及び記録範囲が当該電算処理ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるマニュアル処理ファイルの有無		☐ 有 ☒ 無
備考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称		納税義務者代表者届綴	
行政機関等の名称		弘前市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		財務部資産税課	
個人情報ファイルの利用目的		死亡者に係る固定資産税等を相続人に課税するため。	
記録項目		1 氏名、2 住所、3 電話番号、4 被相続人との関係、5 被相続人の氏名等、6 代表者以外の相続人	
記録範囲		納税義務者代表者届または固定資産現所有者申告書を提出した者	
記録情報の収集方法		相続人のうち代表者となる者からの納税義務者代表者届または固定資産現所有者申告書の提出をもって収集する。	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨		含まない。	
記録情報の経常的提供先		—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	名称	弘前市財務部資産税課、弘前市企画部法務文書課	
	所在地	〒036-8551 青森県弘前市大字上白銀町1番地1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		—	
電子計算機処理に係る個人情報ファイル（電算処理ファイル）又はマニュアル処理に係る個人情報ファイル（マニュアル処理ファイル）の種別		☐ 電算処理ファイル ☒ マニュアル処理ファイル	
（電算処理ファイルである場合）			
利用目的及び記録範囲が当該電算処理ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるマニュアル処理ファイルの有無		☐ 有 ☒ 無	
備考			

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称		収納管理・滞納管理システム
行政機関等の名称		弘前市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		財務部収納課
個人情報ファイルの利用目的		地方税法に基づく徴収事務を行うため。
記録項目		1. 氏名、2. 住所（履歴）、3. 生年月日、4. 性別、5. 世帯番号、6. 続柄、7. 課税額、8. 収納額（履歴）、9. 収納方法、10. 収納場所、11. 未納額、12. 延滞金額、13. 納付日、14. 督促・催促情報、15. 電話番号、16. 共有者情報、17. 関連者情報、18. 滞納処分情報、19. 預貯金口座情報、20. 交渉記録（履歴）、21. 不納欠損情報、22. 宛番号、23. 個人番号、24. 被保険者番号、25. 車体・車両番号、26. 車両所有者情報（履歴）、27. 宛名・送付先情報、28. DV情報、29. 土地・建物所有者情報（履歴）、30. 所得情報、31. 勤務先情報（履歴）、32. 法人登録情報、33. 国民健康保険料賦課情報、34. 後期高齢者医療保険料賦課情報、35. 介護保険料賦課情報
記録範囲		納税・納付対象者
記録情報の収集方法		本人、親族、金融機関等、市の機関、官公庁
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨		含む。
記録情報の経常的提供先		青森県市町村税滞納整理機構、中南地域県民局県税部
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	名称	弘前市財務部収納課、弘前市企画部法務文書課
	所在地	〒036-8551 青森県弘前市大字上白銀町1番地1
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		—
電子計算機処理に係る個人情報ファイル（電算処理ファイル）又はマニュアル処理に係る個人情報ファイル（マニュアル処理ファイル）の種別		☒ 電算処理ファイル ☐ マニュアル処理ファイル
（電算処理ファイルである場合）		
利用目的及び記録範囲が当該電算処理ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるマニュアル処理ファイルの有無		☒ 有 ☐ 無
備考		